

富山市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱細則

(目的)

第1条 この細則は、富山市補助金等交付規則（平成17年規則第36号）及び富山市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第13条の規定により、電気自動車等用充電設備及び課金装置設置費の補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利益等排除に関する取り扱い)

第2条 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下、次世代自動車振興センター）へ提出した補助金交付申請書の利益等排除に関する項において、資本関係のある会社から調達を受けていると申請した場合であって、次世代自動車振興センターが利益等を排除し、申請者へ交付決定した場合は、本市においても、次世代自動車振興センターの利益等排除の方法に準じて、補助金の額を算定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成29年7月14日から施行する。